

平成 23 年 11 月 16 日

様

原子力発電等に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会 長	青森県知事	三 村	申 吾
副会長	茨城県知事	橋 本	昌
	北海道知事	高 橋	はるみ
	宮城県知事	村 井	嘉 浩
	福島県知事	佐 藤	雄 平
	新潟県知事	泉 田	裕 彦
	石川県知事	谷 本	正 憲
	福井県知事	西 川	一 誠
	静岡県知事	川 勝	平 太
	島根県知事	溝 口	善兵衛
	山口県知事	二 井	関 成
	愛媛県知事	中 村	時 広
	佐賀県知事	古 川	祐 康
	鹿児島県知事	伊 藤	祐一郎

はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故やその後の国の対応により、国民の原子力行政に対する不安や不信はかつてないほどに高まっている。

国においては、福島第一原子力発電所の事故の早期収束に向け、全力を尽くすとともに、避難住民の生活不安や放出された大量の放射性物質による広範囲に及ぶ生活圏の汚染等の問題を解消すべく、責任を持って取り組むことはもとより、全国の原子力施設の立地及び周辺地域の住民の安全確保のため、事故原因の徹底究明や施設の安全対策、原子力防災体制の強化を図るなど、二度と原子力災害が起こらないよう、あらゆる対策を講じることが強く求められている。

さらに、国の取組の根幹をなす原子力政策を含むエネルギー政策については、既に見直しの議論が始まっているが、国においては、国民各層から広く意見を聴くとともに、長期的視点に立って、冷静に現実を踏まえた議論がなされるようしっかりと取り組む姿勢が重要である。

このような認識のもと、原子力発電関係団体協議会では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、その時々状況に応じて、これまで4度にわたり、国に要請を行ってきたところであり、引き続きそれらの確実な実施を強く求めるとともに、事故以前に行っていた要請内容についても、引き続き、その実現を求めていくものである。

以上の理由から、当協議会では平成24年度政府予算の編成及び今後の原子力政策のあり方の議論等に当たり、今後、国が取組むべき事項について、次のとおり強く要請する。

重点要請項目

1 福島第一原子力発電所の事故に係る対策について【全項目】

(1) 事態の収束及び情報公開について

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

(2) 被害の復旧、復興について

《内閣官房》《内閣府》《総務省》《財務省》《文部科学省》
《農林水産省》《経済産業省》《環境省》

(3) 原子力施設の安全対策について

《内閣官房》《内閣府》《原子力安全委員会》《経済産業省》

(4) 原子力防災体制の強化について

《内閣官房》《内閣府》《原子力安全委員会》《消防庁》《財務省》
《文部科学省》《経済産業省》《国土交通省》

(5) 損害賠償について

《内閣官房》《内閣府》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

(6) 風評被害防止対策の強化について

《内閣官房》《内閣府》《外務省》《財務省》《文部科学省》
《厚生労働省》《農林水産省》《経済産業省》

(7) 放射性物質を含む廃棄物処理に係る体制の整備及び除染に関する財政措置等について

《内閣官房》《財務省》《文部科学省》《環境省》

2 原子力行政（全般）について

(2) 原子力安全規制体制の見直しについて

原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省に外局として原子力安全庁（仮称）を設置することとしているが、組織のあり方を検討するに当たっては、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、原子力施設の現場においても強い権限と指導力を持てるようにするとともに、組織の移管に伴う人材確保や配置について適切な方針を示すこと。

また、単に組織を経済産業省から分離するだけでなく、国民の理解と信頼が得られるよう、徹底した情報公開により透明性を確保し、法令や技術的知見等の明確な根拠に基づいて判断することを旨とする原子力安全規制体制を確立すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《経済産業省》《環境省》

(3) 原子力政策を含めたエネルギー政策の見直しについて

- ① 平成24年夏頃の「革新的エネルギー・環境戦略」の策定に向け、エネルギー・環境会議、総合資源エネルギー調査会、新大綱策定会議等で議論がなされているところであるが、議論に当たっては、広く情報を公開した上で、国民各層の意見を踏まえ、様々な観点から議論を重ね、最終的に国の責任において、短期・中期・長期それぞれについて確固たる方針を示すこと。
- ② 特に、核燃料サイクルを含めた原子力政策については、これまで国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の経緯や現状を踏まえた上で、エネルギー安定供給や技術の継承、地球環境等の面から議論を尽くすこと。その際、現実には多くの使用済燃料が存在していることへの対応が不可避であることを踏まえ、バックエンドにも十分に配慮すること。

《内閣官房》《内閣府》《原子力委員会》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

7 電源三法交付金制度の充実について

(1) 電源三法交付金制度の維持・強化について

- ④ 「提言型政策仕分け」において、電源立地地域対策交付金等について見直しの動きがあるが、エネルギー政策見直しの結論が打ち出される前に、電源立地対策に係る財政措置が後退することがないようにすること。

また、電源立地対策に係る財政措置のあり方を検討する場合には、過去の約束部分について確実に履行した上で、見直し部分については関係自治体の意見・意向を最大限尊重すること。

《内閣官房》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

目 次

1 福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

(1) 事態の収束及び情報公開について……………	1
(2) 被害の復旧、復興について……………	1
(3) 原子力施設の安全対策について……………	2
(4) 原子力防災体制の強化について……………	3
(5) 損害賠償について……………	5
(6) 風評被害防止対策の強化について……………	5
(7) 放射性物質を含む廃棄物処理に係る体制の整備及び除染に関する財政措置等 について……………	6

2 原子力行政（全般）について

(1) 原子力政策の決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化、適 正な情報公開等、立地地域の意見を尊重した原子力行政への取組について……	7
(2) 原子力安全規制体制の見直しについて……………	7
(3) 原子力政策を含めたエネルギー政策の見直しについて……………	8
(4) 放射性廃棄物の処理・処分事業の推進・強化について……………	8
(5) 異常時における迅速かつ正確な情報伝達及び公表体制の構築について……………	9
(6) 原子力安全協定の遵守に向けた指導の徹底について……………	9
(7) 原子力技術者養成のための教育体制の充実について……………	9
(8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する優先的な財政措置等について…	9

3 原子力発電所等の安全確保について

(1) 原子力事業者等の不正再発防止対策と安全管理体制確立の指導強化について …10	10
(2) 安全管理システムの構築について ……………10	10
(3) 安全情報に係る申告への迅速・公正・厳格な対処について ……………11	11
(4) 審査・検査体制の充実・強化について ……………11	11
(5) 作業従事者の安全確保について ……………11	11

(6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について	12
(7) 原子力発電所等の耐震安全性の見直しについて	12
(8) 高経年化対策について	13
(9) 原子炉の廃止措置に係る処理基準等の整備について	13
(10) 温排水影響調査の充実・強化について	13

4 原子力防災対策の強化について

(1) 原子力防災責任官庁の一本化と役割分担の明確化による体制強化について	14
(2) 原子力防災支援体制の充実・強化について	14
(3) 大規模自然災害等に対する防災体制の充実・強化について	15
(4) 具体的な事故想定に基づく原子力防災対策の充実・強化について	15
(5) オフサイトセンター等緊急時用施設整備のための財源措置について	16
(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEED I）の充実について	16
(7) 原子力発電所等周辺上空における航空機運航ルール整備について	17
(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と教育訓練の充実について	17
(9) 原子力防災訓練の充実について	17
(10) 地元消防本部等が整備すべき化学消防車に係る財源措置について	18
(11) モニタリング体制の充実・強化について	18
(12) 武力攻撃等の緊急事態対策の強化について	18
(13) 原子力防災資機材の整備について	19

5 緊急被ばく医療体制の確立について

(1) 「防災指針」に基づく緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について	20
(2) 「防災指針」に基づく安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について	21
(3) 住民等の事故後の健康管理対策の強化について	21

6 電源地域振興対策の充実・強化について

- (1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について22
- (2) 廃炉後の財政支援制度の整備について22
- (3) 立地地域振興のための税制上の措置の見直しについて22
- (4) 核燃料税（法定外普通税）の尊重について23
- (5) 法人事業税の収入金額課税の堅持について23
- (6) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興制度の創設について23

7 電源三法交付金制度の充実について

- (1) 電源三法交付金制度の維持・強化について24
- (2) 電源立地地域対策交付金の弾力的な運用について24
- (3) 企業立地資金貸付事業の弾力的な運用について25
- (4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）の充実・強化について25
- (5) 原子力施設の安全対策等に関する交付金の充実について25
- (6) 交付金事務等交付金の充実・強化について26
- (7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金の充実・強化について27
- (8) 放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の充実・強化について27

1 福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故は、すでに8か月以上が経過したが、未だ収束に至らず、周辺住民の方々の避難生活の長期化とともに、深刻な生活不安を招いているほか、当該事故の影響は福島県内にとどまらず全国に広がっており、多くの自治体が、その対応に苦慮している状況にある。

国は、福島第一原子力発電所の事故の早期収束に向け、全力を尽くすとともに、避難住民の生活不安、放出された大量の放射性物質による広範囲に及ぶ生活圏の汚染等の問題を解消すべく、責任を持って取り組むこと。

また、国民の安全確保のため、事故原因の徹底した究明、施設の安全対策の強化、原子力防災体制の整備等を進め、二度と原子力災害が起こらないよう、所要の対策について、全力を挙げて取り組むこと。

(1) 事態の収束及び情報公開について

- ① 国は、今回の原子力災害について、国内外の英知を結集し、一刻も早く事態の収束を図ること。
- ② 今回の原子力災害に関する情報については、今後とも系統的に分析・整理の上、国内外に公開するとともに、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明に努めること。特に環境中に放出された放射性物質の影響については、放射線モニタリング結果とともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

(2) 被害の復旧、復興について

- ① 放射性物質による環境汚染に関して、住民の不安解消が図られるよう、国の責任において、家屋、土壌、学校校庭等の除染に係る対策を急ぐとともに、除染までの間の被ばく低減対策、住民の健康管理に関する対策を進めること。

また、放射性物質による健康への影響に関して、住民の不安解消が図られるよう、科学的根拠に基づき、国としての統一的な考え方を示すこと。

- ② 自主的な避難も含め、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が、一日も早く元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、二重ローン対策、雇用の維持、就労支援、事業活動支援などの、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。

また、避難住民等に対し、地震及び津波の被害世帯と同様に、非課税、減免、そ

の他の地方税の特別措置を講じるための、自治体の代替財源確保に係る財政措置を含めた対策を講じること。

- ③ 農林水産業、商工業、観光関連産業の早急な復旧・復興に向けて、基盤施設の復旧や事業継続に必要な資金支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講じること。
- ④ 原子力災害により、行政機能の一時的な地域外移転を余儀なくされている自治体の行政機能の復旧について、国の責任において確実に実施すること。
- ⑤ これらの復旧・復興への対応に当たっては、法改正や特別立法等も視野に置き、抜本的で十分な対策を講じること。

《内閣官房》《内閣府》《総務省》《財務省》《文部科学省》
《農林水産省》《経済産業省》《環境省》

（３）原子力施設の安全対策について

- ① 福島第一原子力発電所の事故原因について、地震、津波の影響はもとより、高経年化やMOX燃料を使用していることなどの影響も含め、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において徹底した調査と検証を行い、その知見について、国民の前に明らかにするとともに、その検証結果を踏まえ、立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針や耐震設計審査基準など、安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行い、抜本的な対策を進めること。

また、指針の見直しまでの間、国は、現時点で判明している福島第一原子力発電所事故の知見に基づき、定期検査等において原子力発電所等の安全を厳格に確認し、その結果を立地及び周辺自治体に十分説明すると共に、事故の原因究明調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、安全対策に反映すること。

- ② 福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価、いわゆる「ストレステスト」に関して、評価結果が出た後の運転再開及び継続の可否の判断に関する具体的な手続やその後の国の判断根拠について、立地及び周辺自治体をはじめ、国民全体に、明確に説明すること。

また、評価結果について、地域住民の理解を得るための方策を具体的に示すとともに、原子力発電所の安全性に対する立地地域住民をはじめとする国民の信頼を回復するため、これまで様々に提起されてきている安全性に関する疑問点について、地域毎の状況を踏まえ、国として丁寧に分かりやすく答えること。

- ③ 建設中の各原子力施設についても、福島第一原子力発電所事故の知見に基づき安全性の確認を行うとともに、事故原因の調査と検証に伴い、今後、新たな知見が得られた際には、速やかに、各原子力施設の安全性確認に反映させること。また、その内容について、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。

- ④ 高経年化した原子炉については、今回の事故の知見を踏まえ、高経年化審査要領の見直しなどにより、安全性評価をより厳格に行うとともに、運転継続の可否に係る客観的判断根拠を示すこと。

《内閣官房》《内閣府》《原子力安全委員会》《経済産業省》

(4) 原子力防災体制の強化について

- ① 原子力防災体制の見直しについては、今般、原子力安全委員会において、原子力発電所に係る防災対策を充実すべき地域に関する考え方のみが先行して公表されたところであるが、防災指針や原子力防災対策等の見直しに当たっては、立地地域の意見を十分に聴き、原子力発電所で起こり得る事故想定について見直しを行った上で実施するとともに、原子力発電所等の安全審査指針の見直しや「計画的避難区域」等の導入の議論等と併せ、一体的・体系的な検討を早急に行うこと。また、災害発生時の対応については、長期的対応が必要となることも想定し、今回設定された「計画的避難区域」等の長期の低線量被ばくによる防護対策の基準についても明確に示すこと。その際、これらの区域の解除についての根拠となる判断基準も示すこと。

さらに、福島第一原子力発電所事故直後の住民避難の実態を十分に分析した上で、避難関連の基準等についての検討を行うこと。

- ② 今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するとともに、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を早急に行うこと。

また、道県の行政区域を越えた広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること。

- ③ 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

- ④ SPEEDIについて、周辺地域をはじめ、全国で予測結果等が共有できるよう、情報提供を広域的に、迅速かつ透明性をもって行えるよう運用を見直すとともに、世界版SPEEDI(WSPEEDI)を常用システムとして整備し、予測機能の強化を図り、災害時等に予想される通信障害発生等に備えたバックアップ体制についても整備すること。

- ⑤ 大規模な原子力災害発生時に緊急に適切な対応ができるよう、緊急時モニタリング機器や緊急被ばく医療に係る薬剤、長期避難・長期災害対応のための食糧や飲料水等、原子力防災対策に必要な資機材等について網羅的に整理し、立地自治体が一定の整備を行うための財政支援を行うとともに、国においても整備・備蓄し、災害発生時に国が自治体を支援するなど、国として広域的な防災体制を整備すること。

また、国として災害発生時に速やかに対応できる体制の整備、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等を行い、自治体を支援するための体制を構築するとともに、避難の長期化や県境を越えた広域的な避難等について、避難先の確保等、国が主導的に調整する体制を整備すること。

- ⑥ 防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（PAZ、UPZ等）の検討に当たっては、設定の範囲、発動の主体や基準、域内の規制措置内容等を明確にすること。
- ⑦ 福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることを踏まえ、早期に以下の整備等が実施できるよう、交付金制度の拡充に向けた財政措置を行うこと。

- イ モニタリングポスト固定局の増設、可搬型モニタリングポストの追加配備
- ロ 既存のオフサイトセンターの機能及び緊急時モニタリング拠点のゲルマニウム半導体検出器、放射線テレメータシステム等の機能をバックアップする代替施設や資機材の整備
- ハ 原子力災害発生時における、人、車両等の放射性物質を除染するための施設や資機材の整備
- ニ 内部被ばく検査用機器の追加整備や被ばく医療体制の強化
- ホ これまで統合原子力防災ネットワークの対象外であった地域への範囲拡大や、複合災害時の機能維持のために必要な施設や機器の整備
- ヘ 地方自治体において防災計画を見直す際に必要となる調査・検討

- ⑧ オフサイトセンターや官公庁等の防災機関、主要医療機関等へ放射性物質が進入することを防ぐための換気・空調設備の設置や電源・通信機能の強化等、災害対応施設の機能強化に対し、財政支援を行うこと。
- ⑨ 大規模な原子力災害時に適切な対応ができるよう、長期避難・長期災害対応のための食糧や飲料水、安定ヨウ素剤等の薬剤、緊急時モニタリング機器等、原子力防災に必要な資機材について、立地自治体が一定の整備を行うための財政支援を行うとともに、国においても整備・備蓄し、災害発生時に国が自治体を支援するなど、国として広域的な防災体制を整備すること。

また、避難の長期化に伴う県境を越えた広域的な避難については、避難先の確保等、国が主導的に調整する体制を整備すること。

- ⑩ 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合でも、避難や輸送が迅速かつ的確に行えるよう、陸路による避難経路や輸送経路の整備・防災機能強化に加え、船舶による海上輸送やヘリポートの整備による空輸など、総合的かつ広域的な視点に立った避難経路や物資輸送経路の整備に対して財政支援を行うこと。

《内閣官房》《内閣府》《原子力安全委員会》《消防庁》《財務省》
《文部科学省》《経済産業省》《国土交通省》

(5) 損害賠償について

- ① 原子力災害に対しては、長期的な視点に基づき、今後明らかになる被害を含め、国及び事業者の責任により、确实かつ迅速、十分な賠償を行うこと。
- ② 原子力損害賠償紛争審査会が策定している損害の範囲等を定める「指針」については、「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とし、国が最後まで責任を持って确实な救済を果たすこと。
- ③ 農林水産業、畜産業、観光業、製造業、輸出業等における風評被害についても、損害の範囲を幅広くとらえ、十分な賠償がなされるようにすること。

また、地方公共団体が被害者支援のために実施する事業に要した費用や税収の減収分についても确实に賠償の対象となるようにするとともに、国の責任により、適切な財源措置を速やかに講ずること。

- ④ 観光業等の風評被害対策に関し、去る8月5日に取りまとめられた「中間指針」において、福島第一原子力発電所事故に伴う観光業の風評被害に対する賠償として、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の4県のみが対象とされたが、他の都道府県においても、3月11日の事故発生以降、福島第一原子力発電所事故の風評被害により、解約や予約控え等による減収等が生じていることから、次の措置を行うこと。

イ 上記指針において、「観光業の風評被害」に対する賠償の対象地域について、実態を正しく把握した上で拡大すること。

ロ 風評被害の原因者である事業者に対し、上記指針の見直しに合わせて基準を見直し、円滑な損害賠償に応じるよう指導すること。

- ⑤ 損害賠償の請求における被害者の負担軽減を図るため、被害者の避難先での請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催を十分に行うよう事業者に対し指導するとともに、国においても賠償請求などの被害者支援対策の充実を図ること。

《内閣官房》《内閣府》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

(6) 風評被害防止対策の強化について

- ① 福島第一原子力発電所の事故に伴い、地方自治体や関係団体等の検査実施主体が実施する農林水産物や畜産物、木材加工品、食品、輸出品等の放射性物質検査に関し、検査機器等の整備に要する経費及び検査費用について、全額を国庫負担とすること。
- ② 国産牛肉に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、国の責任において、検査方法や検査部位、検査期間等について全国統一した基準による牛の全頭検査の実施体制を早急に確立すること。
- ③ 食品中の放射性物質に関する規制値について、可能な限り早期に、現在の食品衛生法上の暫定規制値ではなく、最新の科学的知見に基づいた規制値を策定するとともに、国民に分かりやすく説明すること。

- ④ 牛肉、米及び麦類以外の食品や農林水産物、畜産物等に係る放射性物質スクリーニング検査法について、可能な限り早期に具体的な実施方法を定めること。

また、流通するものの安全性に対する信頼を高めるため、非破壊的かつ網羅的に放射性物質を検出できる機器を開発するとともに、その設置を支援すること。

- ⑤ 風評被害の払拭や防止には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて有効であることから、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

また、国外に対しても同様に情報発信を行い、海外での風評被害払拭に努めること。

- ⑥ 食品等の輸出の正常化に向け、国の責任において、食品等が安全であることを保証するための体制の構築を進めるとともに、福島第一原子力発電所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制措置の廃止・緩和への対策を強化すること。

また、諸外国・地域の輸入規制強化に伴い、国の依頼により暫定的な措置として都道府県が発行してきた産地証明をはじめとする安全証明等について一定の期間が経過していることから、国の責任において各種証明を発行するなど、適切な措置を講ずること。

《内閣官房》《内閣府》《外務省》《財務省》《文部科学省》
《厚生労働省》《農林水産省》《経済産業省》

(7) 放射性物質を含む廃棄物処理に係る体制の整備及び除染に関する財政措置等について

- ① 放射性物質汚染対処特別措置法の規定により今後定める指定廃棄物の基準及び取扱は、従来から原子力発電所内で管理されている放射性廃棄物の基準及び取扱と同等とすること。
- ② 放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理を進めるに当たっては、受入自治体における処理費用に対し、適切な財政支援を行うこと。
- ③ 放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び放射性物質の除染等に当たっては、放射性物質汚染対処特措法において対象となる基準以下であっても、地方公共団体が必要を認め、廃棄物処理及び除染等の処理を行った場合には、その費用に対し財政支援を行うこと。
- ④ 市町村等が実施する除染活動が早急かつ円滑に進むよう、財政支援はもとより、専門家の派遣、測定機器の提供等、国として最大限の支援を行うこと。

《内閣官房》《財務省》《文部科学省》《環境省》

2 原子力行政（全般）について

福島第一原子力発電所の事故及びその後の国の対応や不祥事等により、原子力行政に対する国民の不安や不信はかつてなく高まっている状況にある。

国は、国民との信頼関係を一から構築すべく、原子力政策のあり方の議論に当たっては、これまで以上に立地地域住民をはじめとする国民各層の意見を聴くこと。

また、引き続きの課題である放射性廃棄物の処理・処分方法の確立や原子力に関する技術の維持・向上及び人材育成についても、全力を挙げて取り組むこと。

（１）原子力政策の決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化、適正な情報公開等、立地地域の意見を尊重した原子力行政への取組について

- ① 国民の原子力行政に対する不信感が高まっていることを踏まえ、国自らが立地地域の意見を十分に聴く等、政策に立地地域住民をはじめとする国民の意見を反映させる姿勢を明確に示すとともに、政策上必要なことは国が直接責任をもって説明し、理解を求めること。
- ② 原子力発電所等や放射性物質の輸送等の安全性について、積極的かつ正確な広報を実施し、情報公開に努めるとともに、地元自治体との連携を密にし、事業関係者に対しても広報活動を強化するよう指導すること。
- ③ 核物質防護に関する情報管理の徹底を図るとともに、情報公開の基本精神が損なわれることがないように、事業者を指導すること。
- ④ 放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、学校における指導や学校教育を支援する制度の充実に取り組むこと。
- ⑤ 地域原子力安全統括管理官等を全ての原子力発電所立地道県に配置し、安全対策や連絡調整機能、各種情報提供機能及び広報機能の充実に図るなど、立地地域においても、国が責任をもって常に前面に出た対応を行うこと。
- ⑥ 現在検討中の新たな原子力政策大綱については、国民、立地地域住民並びに地元地方公共団体の意見が十分に反映されるよう配慮すること。

《内閣府》《原子力委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（２）原子力安全規制体制の見直しについて

原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省に外局として原子力安全庁（仮称）を設置することとしているが、組織のあり方を検討するに当たっては、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、原子力施設の現場においても強い権限と指導力を持てるようにするとともに、組織の移管に伴う人

材確保や配置について適切な方針を示すこと。

また、単に組織を経済産業省から分離するだけでなく、国民の理解と信頼が得られるよう、徹底した情報公開により透明性を確保し、法令や技術的知見等の明確な根拠に基づいて判断することを旨とする原子力安全規制体制を確立すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《経済産業省》《環境省》

（３）原子力政策を含めたエネルギー政策の見直しについて

- ① 平成２４年夏頃の「革新的エネルギー・環境戦略」の策定に向け、エネルギー・環境会議、総合資源エネルギー調査会、新大綱策定会議等で議論がなされているところであるが、議論に当たっては、広く情報を公開した上で、国民各層の意見を踏まえ、様々な観点から議論を重ね、最終的に国の責任において、短期・中期・長期それぞれについて確固たる方針を示すこと。
- ② 特に、核燃料サイクルを含めた原子力政策については、これまで国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の経緯や現状を踏まえた上で、エネルギー安定供給や技術の継承、地球環境等の面から議論を尽くすこと。その際、現実には多くの使用済燃料が存在していることへの対応が不可避であることを踏まえ、バックエンドにも十分に配慮すること。

《内閣官房》《内閣府》《原子力委員会》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（４）放射性廃棄物の処理・処分事業の推進・強化について

- ① 放射性廃棄物の区分や制度、処理・処分方法について、国の責任において、国民の理解が得られるよう広報活動を強化すること。
- ② 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る研究開発の促進を図り、最終処分の早期実施に向けて、国が前面に立った取り組みを一層強化するとともに、原子力発電環境整備機構に対し、最終処分事業の速やかな進展のために、指導・支援すること。
また、最終処分に係る技術的信頼性・安全性向上のため、独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う基盤研究開発に対する一層の支援を行うこと。
- ③ 原子力に関する研究開発等で発生する放射性廃棄物について、当面、適切な管理がなされるよう規制するとともに、その処分先を早期に選定し、処理・処分が安全かつ確実に行われるよう、国が責任をもって取り組むこと。
- ④ クリアランス制度の運用に当たっては、法令に基づいて適切に実施されるよう事業者を指導するとともに、関係省庁が十分連携し、国民に不安や混乱が生じないよう適切な対策を講じること。また、クリアランス制度を適用して製造された製品について、国民の多くが、放射性物質による汚染等に問題意識を持っている中、これまで以上に、放射線に関する理解を得る取組を進めること。

- ⑤ 発生量の低減及び減量化に必要な技術の研究開発を推進すること。

《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（５）異常時における迅速かつ正確な情報伝達及び公表体制の構築について

- ① 事業者に対し、原子力発電所等の異常時における地方自治体への迅速かつ正確な通報連絡体制の確立及びその遵守を厳しく指導すること。
- ② 国民の関心が高い事故故障が発生した場合、関係自治体に速やかな事故発生連絡及びプレス発表時期を考慮した適切な連絡を行うとともに、現地においては、原子力保安検査官事務所等が主体となった定期的な説明や報道等への対応を図る等、安全性や健全性について、法的・技術的根拠を含んだ国の判断を速やかに示すこと。
- ③ 事故故障の発生後、速やかな原因究明と再発防止対策の徹底した水平展開を図り、事業者に対して再発防止の指導を行うこと。
- ④ 軽微な事象や報告対象に該当しない事象についても、公表の基準を示す等、国民にわかりやすい形で情報公開を徹底し、原因の究明等に、国が積極的に関与する体制を整備すること。
- ⑤ 国外の事故故障における詳細及び関連情報を速やかに入手し、国内の発電所等に対しても、信頼性の評価及び評価結果等の公表を行い、必要性に応じ適切な措置を講じること。

《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（６）原子力安全協定の遵守に向けた指導の徹底について

地方自治体が事業者と締結している安全協定が遵守され、地方自治体の行う原子力安全行政が円滑に進むよう、今後とも事業者に対する指導の徹底を図ること。

《文部科学省》《経済産業省》

（７）原子力技術者養成のための教育体制の充実について

これまで我が国において培ってきた原子力関連技術の水準維持・向上に資するため、原子力技術に関する教育機関の充実を図り、優秀な人材の確保に努めるとともに、安全教育を徹底するよう原子力関連機関及び電気事業者等に対し、指導・支援を行うこと。

《文部科学省》《経済産業省》

（８）独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する優先的な財政措置等について

独立行政法人日本原子力研究開発機構においては、安全の確保を最優先に地域との共生を図るとともに、人材育成をはじめ、安全確保策の向上に資する研究や燃料・材料、放射線科学に関する研究開発など、基礎基盤研究の充実、これまでの原子力関連事故等の原因等に係る技術・知見の継承が図られるよう優先的に財政措置等を講ずること。

《文部科学省》《経済産業省》

3 原子力発電所等の安全確保について

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力事業者等の法令遵守意識の徹底はもちろんのこと、従事者等からの安全情報申告制度が有効に機能するよう努めるなど、国が責任ある対応をすること。

また、事故の再発防止策、津波等の地震随件事象も考慮した耐震安全性への対応等も含め、原子力発電所等の安全確保に万全を期すこと。

(1) 原子力事業者等の不正再発防止対策と安全管理体制確立の指導強化について

- ① ルール、基準を守れば良しとするのではなく、安全確保に向けた積極的な取組へのインセンティブといった観点から不正防止対策のあり方を見直し、事業者における安全管理体制の確立・維持に努めること。
- ② 工事・作業等の安全確保が十分に浸透し、下請け企業を含めた品質保証活動が徹底され、企業システム全体の改善が図られるよう事業者を指導すること。
- ③ 事故やトラブルなどの隠ぺいが行われないう、原子力発電所等の運転状況を常時監視記録し、複数部署で確認するような体制、システム作り及び不正防止のための基準を明確にするとともに、事業者が原因究明を優先して、積極的に安全対策を行えるような仕組みを整備すること。
- ④ 原子力安全の第一義的責任は事業者であり、特に現場での取り組みが重要であることから、より積極的に運転等に関する情報を公開し、原子力安全に関する活動の透明性を向上するよう事業者を指導すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

(2) 安全管理システムの構築について

- ① 最新知見を不断に取り入れ、事故の未然防止対策に重点を置いた、透明性が高く、より実効性の高い国の安全規制・管理システムの確立を図ること。
- ② 定期検査、定期事業者検査や保安検査において、国がチェックすべき内容等も、安全基準や点検指針等の中で明らかにすること。
- ③ 事業者及び発電所の保守・点検など安全管理業務を行う企業に対しては、品質管理を含めた保全に関する資格制度、教育訓練制度の創設等、安全管理水準の向上の支援に積極的に取り組むとともに、危機管理意識の醸成を指導すること。
- ④ 原子力発電所等のより一層の安全確保のため、新しい知見等を踏まえたシビアアクシデント対策を法令に位置づけるなど、確実に実施すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（３）安全情報に係る申告への迅速・公正・厳格な対応について

- ① 国への原子力発電所等の安全情報に係る申告については、迅速かつ公正、厳格な調査及び厳正な対応を行い、その結果を速やかに公表するとともに、申告者の保護等に十分配慮するなど申告制度が安全確保上有効に機能するよう引き続き努めること。
- ② 地元自治体への安全情報に係る申告があった場合や申告者自らが公表した場合等においても、国が迅速かつ積極的に調査を行い見解を示すとともに、地元自治体の実施する原子力発電所等の調査等について、必要な協力を行うこと。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（４）審査・検査体制の充実・強化について

- ① 国は、今回の福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、立地地域はもとより国民の信頼が得られるよう規制監督省庁としての認識を持ち、耐震設計審査指針を含む安全審査関係の指針やその運用の在り方を検証し、所要の見直しを行った上で、厳格な規制、監督を行い、審査・検査については、不断の見直しとその実効性確保及び充実強化に取り組むこと。
- ② 国は、保安検査等を通じて、品質保証活動の徹底及び設備改良、ヒューマンエラー及び不正防止等について事業者を強く指導し、検査等の信頼性の向上を図ること。
- ③ 独立行政法人原子力安全基盤機構が関与する定期検査項目や定期安全管理審査が厳正に実施されるよう指導・監督すること。
- ④ 検査技術の高度化を図るとともに、トラブル・事故を未然に防ぐための状態監視や非破壊検査等に重点を置いた検査内容の充実強化に取り組むこと。
- ⑤ 原子力発電所等の安全性に係る問題が生じた際には、速やかに関係自治体に連絡するとともに、問題に係る調査や対策について公表を行うほか、現地の原子力保安検査官事務所においても結果を公表すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（５）作業従事者の安全確保について

- ① 原子力発電所等における作業従事者の被ばく線量の低減に努めるとともに、被ばく管理や身分確認を徹底するよう事業者を指導すること。
- ② 作業員の内部被ばく防止・作業品質向上の観点から、管理区域内における作業規律の確立について事業者にも周知徹底させること。
- ③ 作業従事者の安全確保対策を徹底し、事故が発生した場合の人命救助の体制を強化するよう事業者を指導すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《厚生労働省》《経済産業省》

(6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について

- ① 設備の健全性評価について、国として、その必要性や科学的な根拠を含め、情報公開を徹底し国民の十分な理解を得ること。
- ② 超音波探傷検査を含む非破壊検査技術の信頼性について、検査員の資質向上を図り、その検査結果に基づく健全性評価については、情報公開を徹底し、国民の十分な理解を得ること。
- ③ 配管の減肉管理指針について、国として積極的な情報公開を行い、要求事項遵守の徹底を事業者に指導すること。
- ④ 施設・設備の健全性評価の運用に当たっては、明確な運用基準を示し、透明性を確保するとともに適切な運用を図るよう、強く事業者を指導すること。
- ⑤ ハフニウム板型及びハフニウムフラットチューブ型制御棒のひびが確認されたことによる制御棒の技術基準の明確化等の課題について、再発防止の観点から早急に検討を進め、改善を図ること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

(7) 原子力発電所等の耐震安全性の見直しについて

- ① 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、耐震設計審査指針を含む指針類の見直しに際しては、津波等の地震随伴事象も含め、耐震安全性に関わる最新の知見や評価等を十分踏まえ改訂を行うこと。
- ② 事業者が実施した地質調査については、国として陸地のみならず海底の活断層についても十分に検証を行うとともに、調査技術の進歩など必要に応じて国自ら地質調査を行うこと。

また、原子力発電所から 30km 以遠の断層等についても、津波の発生源となり得るとの観点から国として厳格に調査・審査を行うとともに、これまで詳細な調査が行われていない海域についても国として責任を持って断層の有無の調査を行うこと。
- ③ 事業者がこれまで実施してきた耐震安全性評価については、今後、見直しされる耐震設計審査指針に基づき、国として厳正かつ早期に確認し、国民にわかりやすく説明すること。
- ④ 福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価、いわゆる「ストレステスト」や、耐震設計審査指針に示されている「残余のリスク」については、いたずらに国民の不安を煽ることのないよう、評価結果を適切に取扱うとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- ⑤ 耐震性評価技術の向上のため、大型振動台による実証実験を必要に応じて実施すること。

- ⑥ 独立行政法人原子力安全基盤機構等が新潟工科大学内に設置した「原子力耐震・構造研究センター」において行われる原子力耐震構造等の研究が、原子力発電所等の耐震安全性向上に活用されるよう努めること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（８）高経年化対策について

- ① 福島第一原子力発電所の事故における高経年化の影響について、詳細に検証し、対策を講じること。
- ② 高経年化対策について、事業者が実施する技術評価を厳正に審査するとともに、技術評価や長期保守管理方針の妥当性について、技術的根拠を明確にし、情報公開を図り、国民に不安を与えることのないように、わかりやすく説明すること。また、事業者に対しても説明責任を果たすよう指導すること。
- ③ 国は、高経年化の取組の妥当性・有効性の確認などの国の取組状況について、運転サイクル毎に地元関係自治体に報告すること。
- ④ 高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全基盤研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、安全対策に万全を期すること。
- ⑤ 不足が懸念される照射用試験片について、適切な対策を講ずること。
- ⑥ 原子炉容器の監視試験片の脆性遷移温度が大幅に上昇した事例があることから、このことについて、原因を究明するとともに、適切な対策を講ずること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（９）原子炉の廃止措置に係る処理基準等の整備について

- ① 原子炉の廃止措置については、事業者に対し厳正な指導監督を行い、安全確保に万全を期すこと。また、発生する放射性物質の処理基準や関係法令等の整備、廃棄物の取扱い基準等の確立や、廃炉費用の確保等についても、早急に方針を示すこと。
- ② 施設の供用期間については、事業者の判断に委ねるのではなく、国は安全確保の観点から積極的に関与しその責任を果たすこと。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

（10）温排水影響調査の充実・強化について

- ① 環境及び生物等に対する温排水の影響を把握するための一元的、総合的な調査研究を促進し、温排水の広域的かつ長期的な調査をさらに充実・強化すること。
- ② これまでの試験調査の成果の公開並びに、これに基づく影響調査の手法及び評価の方法を早急に確立すること。

《文部科学省》《経済産業省》

4 原子力防災対策の強化について

福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力防災対策のあり方については、抜本的な見直しがなされているところであるが、現行の災害対策基本法及びその特別法である原子力災害対策特別措置法の枠組みで対応すべきなのか、根本的な部分についても検討を行い、大規模自然災害等に起因する原子力災害も含め、実効ある防災体制を早急に確立すること。

(1) 原子力防災責任官庁の一本化と役割分担の明確化による体制強化について

- ① 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、屋内退避の範囲や期限、一つの地方公共団体の中で避難範囲等が区分される際の考え方を整理し、示すこと。
- ② 原子力防災対策の実効性を高めるため、国が主体的に原子力防災対策を実施するとともに、国の責任官庁を一本化し、また、地方自治体、事業者の役割の明確化及び指導の充実強化を図ること。
- ③ 防災指針や環境放射線モニタリング指針等を改訂する際は、現場で混乱が生じないように、十分地方自治体の実情を勘案するとともに、中間とりまとめ等の際には、その内容について国民や自治体の疑問や不安に応えるべく、明確な説明を行うこと。また、具体的な運用通知やマニュアルの作成、担当省庁の明確化などにより、地方自治体の体制整備が円滑に進められるよう配慮すること。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《消防庁》《文部科学省》《経済産業省》

(2) 原子力防災支援体制の充実・強化について

- ① 原子力災害に至る前の段階において、国の災害対策本部が設置されていない場合でも、国は、発電所の状況の把握に努め、住民避難の必要性等を判断し、公表すること。
- ② 国の災害対策本部設置に至らないような事故時においても、地方自治体の要請に基づいて専門家を現地に派遣する等、県、市町村の防災体制を支援できるよう、十分な体制を整備すること。
- ③ 現在、原子力防災支援業務を行っている独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本分析センターの原子力防災体制における役割等を明確にし、その機能の充実・強化を図ること。
- ④ 原子力発電所等が大規模自然災害等により被災した場合には、原子力災害に至らない場合であっても、地方自治体が緊急に原子力施設の安全性や放射線監視情報等を住民等に広報できるよう交付金制度を整備すること。

- ⑤ 原子力災害が発生した場合の支援組織を常設・充実するなど、早急に対応できる支援体制を整備すること。また、専門的な知識を有する人的資源を育成・登録し、組織的な支援体制を確立すること。
- ⑥ 避難区域の設定により交通が遮断され、地域が孤立するようなケースについて、その対策を検討すること。

《内閣官房》《文部科学省》《経済産業省》

（３）大規模自然災害等に対する防災体制の充実・強化について

- ① 大規模自然災害等が発生し、原子力発電所等への影響が懸念される場合は、国が発電所等内部の状況や住民避難の必要性等を判断の上、公表するとともに、地方自治体に対し迅速に連絡すること。
- ② 火災対策等の実効性を確保するため、総務省消防庁と共管するとともに、事業者に対しては防災業務計画中に「自衛消防組織の設置等」を義務づけること。
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化に向けた国の指導・監督を強化するとともに、原子力防災管理者の国、地方自治体等への通報義務について、火災や大規模自然災害等を明記すること。
- ④ 原子力災害時に風水害や地震等、他の災害と重なった場合の防災対策について検討を行い、具体的な対応を地方自治体に示すこと。

《内閣官房》《原子力安全委員会》《消防庁》《文部科学省》《経済産業省》

（４）具体的な事故想定に基づく原子力防災対策の充実・強化について

- ① 原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定や影響等について検討を行い、避難経路・迂回路の確保のための立地地域の道路網の優先整備や除排雪体制の拡充などのため、避難対策に特化した交付金を創設するなど、地方自治体への財政支援等を含めた原子力防災対策を充実・強化すること。
- ② 広域避難のために道路等の大規模な改築が必要となる場合は、国が積極的に関与し、早期の整備を行うこと。
- ③ 防災用資機材については、整備すべき基本的な防災用資機材の種類・数量を規定するとともに、地域の実情に合わせた資機材整備が図られるようその財源措置について、充実・強化すること。

また、事故の影響が広域化、長期化することに伴い、必要となる防災用資機材については、国が整備すること。

- ④ 緊急時における防災業務関係者の被ばく管理マニュアルを、早急に整備すること。
- ⑤ 県、市町村等が、災害発生時に各々の役割に応じた応急対策を効率よく確実に実行するために、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で集約した各種

データを、リアルタイムで県等の災害対策本部へ伝送するシステムを整備すること。

- ⑥ 原子力災害対策特別措置法に基づく立入検査指針を作成すること。
- ⑦ 原子力防災計画に位置付けられている避難施設、避難経路などが自然災害等により被害を受けた場合には、優先的に応急対策や復旧対策を講ずることができるよう体制（交付金制度）を整備すること。
- ⑧ 広域にわたる避難所の確保、とりわけ災害時要援護者の避難先の確保について、国の責任において行うこと。

《原子力安全委員会》《消防庁》《財務省》《文部科学省》
《厚生労働省》《経済産業省》《国土交通省》

（５）オフサイトセンター等緊急時用施設整備のための財源措置について

- ① 現状のオフサイトセンターが、国の現地対策本部としてしか機能を果たしていない状況であることを踏まえ、目的、機能、役割等を含め、オフサイトセンターのあり方の検討を行うとともに、オフサイトセンターは国の責任において設置、運営すること。
- ② オフサイトセンターと立地市町村を結ぶＴＶ会議システム等の整備については、原子力防災体制を重点的に充実すべきすべての市町村及び周辺関係市町村に対しても整備すること。
- ③ 緊急時連絡網については、関係機関等への拡充を図るとともに、事業者とも結ぶことができるよう制度の充実並びに情報伝達の高度化を図ること。
- ④ 県、市町村及びその他関係機関が防災対策を実施するために必要な施設や住民広報のための施設の整備（市町村防災行政無線を含む。）及び運営管理において必要な財源の充実・強化を図ること。
- ⑤ オフサイトセンター代替施設の増改築、移転及び変更等に伴う建屋整備及び防災対策を実施するために必要な設備（オフサイトセンターに準じた緊急時連絡網等）の整備並びに運営管理上必要な財源を措置すること。
- ⑥ 福島第一原子力発電所の事故を受け、防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方の見直しが行われていること等を踏まえ、既存のオフサイトセンターやその代替施設の立地等の適切性について、保安検査官事務所との分離も含めて検証し、不適切な箇所は、国の責任において再整備等を行うこと。

《消防庁》《文部科学省》《経済産業省》

（６）緊急時迅速放射能影響予測システム（ＳＰＥＥＤＩ）の充実について

- ① ＳＰＥＥＤＩの運用に当たっては、同システムの起動基準・運用基準を明確にすること。

- ② S P E E D I の高度利用のため緊急時対策支援システム（E R S S）等との結合を図るなど、各種防災対策の情報が入手できるよう、システムの充実強化を図ること。
- ③ 地域情報の更新が適切な時期にできるようなシステムとすること。
- ④ S P E E D I システムをはじめモニタリング情報共有システム（ラミセス）に係るすべての費用は一括して国が負担し、責任を持って運用に当たること。

《文部科学省》《経済産業省》

（７）原子力発電所等周辺上空における航空機運航ルールの整備について

- ① 原子力発電所等周辺の上空についてすべての航空機の飛行を全面的に禁止するとともに、飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に当たっては、原子力発電所等の安全を確保しうる最低安全高度を設定すること。報道機関のヘリ取材については、原子力発電所等の施設の安全上かつ核物質防護上の観点から、原則的に禁止するよう関係省庁で指導すること。
- ② 航空機の運航については、管制も含め人的ミスの発生防止に努め、原子力発電所等周辺空域の安全を確保すること。

《外務省》《文部科学省》《経済産業省》《国土交通省》《防衛省》

（８）核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と教育訓練の充実について

- ① 国は、核燃料物質等の事業所外運搬中の防災対策の充実強化を図り、対策マニュアルを早急に整備するとともに、事業者に対して、的確かつ迅速な応急対策が実施できるよう教育訓練の実施を指導すること。
- ② 地方自治体があらかじめ輸送計画に関する情報を把握できる仕組みを構築するとともに、国は、事故対応に携わる消防、警察等の防災業務従事者への教育訓練の充実や資機材の整備及び必要な財源を講ずること。

《警察庁》《総務省》《消防庁》《文部科学省》《経済産業省》《国土交通省》《海上保安庁》

（９）原子力防災訓練の充実について

- ① 原子力災害対策特別措置法に基づき国が実施する防災訓練について、地方自治体からの実施要請には、実施回数を増やすなど積極的に対応すること。
- ② 道府県が主体となつて行う防災訓練についても、オフサイトセンターに関する訓練については、国が主体となつて計画策定及び実施（各省庁の訓練参加者の調整を含む。）に取り組むとともに、国は、訓練のあり方、国が対応する範囲について具体的に示すこと。
- ③ 訓練での反省点を踏まえて「オフサイトセンター運営要領」を改善するとともに、

訓練のノウハウや反省事項が速やかに全国展開できるよう、原子力防災専門官を通して周知すること。

- ④ 平常時から地方自治体職員との連携を図り、実効的な応急活動を行うため、緊急時にオフサイトセンターに派遣される国（指定地方行政機関含む。）の職員も積極的に参加したオフサイトセンター設備の操作説明会や機能班訓練研修（ブラインド方式）などを定期的に実施すること。

《消防庁》《文部科学省》《経済産業省》

(10) 地元消防本部等が整備すべき化学消防車に係る財源措置について

地元自治体等の負担にならず、かつ整備が必要である市町村や消防が申請主体となるような制度の創設及び財源措置を行うこと。

《財務省》《消防庁》《経済産業省》

(11) モニタリング体制の充実・強化について

- ① 地方公共団体が実施する環境放射線モニタリングを円滑に行うため、今後とも研修や測定法等の整備充実を図ること。
- ② 緊急時モニタリングに関し、国が設置する原子力災害現地対策本部放射線班と地方公共団体が設置する緊急時モニタリングセンター間の役割分担や連携、緊急時モニタリング体制解除に関する基準の明示など、体制面の整備を図ること。
- ③ 緊急時モニタリング活動の中核となる S P E E D I やその他支援機能の業務継続が確保できるように 2 拠点化体制などのシステム整備を図ること。
- ④ 福島第一原子力発電所の事故を受け、国が日本全域の環境放射線の状況を監視・把握を行うとして実施している環境放射能水準調査の充実・強化に資するため、整備する機器の保守管理の充実、モニタリングポストデータを道府県のテレメータシステムへ取り組むことができる仕組の構築、同モニタリングポストへの表示装置の設置を行うこと。
- ⑤ 防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方の見直しに伴い、必要となる環境放射線モニタリング設備の整備が速やかに行えるよう、所要の財源措置を講じること。

《原子力安全委員会》《文部科学省》《経済産業省》

(12) 武力攻撃等の緊急事態対策の強化について

- ① 武力攻撃事態等の緊急事態に対する必要な対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、地方公共団体、消防、電気事業者等の関係機関による実効性ある対策を実施するとともに、必要な警戒態勢を取ることができるよう、大規模テロに対する

警戒レベル等の情報を示すこと。

- ② 地方公共団体の国民保護計画に係る実効性をより高めるために、原子力発電所等が攻撃目標とされる場合に想定される武力攻撃事態、被害想定（放射性物質等の拡散予測）及び住民や原子力発電所等の従業員が避難を行う基準を速やかに提示するとともに、地方公共団体の的確な訓練の実施を支援すること。
- ③ 原子力発電所等の警備については、電気事業者等による自らの警備に加え、国が責任を負い、武力攻撃事態等の際はもとより、平時においても、大幅な警察機能の強化を図るなど万全の体制を確立すること。
- ④ 原子力発電所等への武力攻撃の際、避難に必要なあらゆる社会資本について、国が早急に整備すること。また、防災拠点としての空港施設や資機材等の保管設備の整備について支援すること。
- ⑤ 事態対処法に基づく事態認定前であっても、多くの国民に不安を抱かせるような重大な問題については、地方公共団体に対して、できる限り迅速に情報提供すること。
- ⑥ 国からの情報を伝達するための市町村の同報系防災行政無線を含む全国瞬時警報システムに関して、原子力発電所周辺については、国の責任において、早期に整備・運用をすること。
- ⑦ 核物質の輸送については、核物質防護に関する規制の強化が図られたことから、輸送を含め、核物質防護に関して厳格な管理を要する情報について具体的に示すこと。

《内閣官房》《警察庁》《消防庁》《外務省》《文部科学省》《経済産業省》
《国土交通省》《海上保安庁》《防衛省》

(13) 原子力防災資機材の整備について

- ① 防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方の見直しに伴う原子力防災資機材の整備が速やかに行われるよう、所要の財源措置を講じること。
- ② 福島第一原子力発電所の事故対処支援のために提供した原子力防災資機材については、早急に補充できるよう、財源措置を講じること。

《原子力安全委員会》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

5 緊急被ばく医療体制の確立について

従来の緊急時医療体制の拡充強化を図るため、人命尊重の観点から、救急医療・災害医療体制との整合性の取れた被ばく医療体制の確立を目指した「防災指針」（平成20年10月改訂）について、実効性を高めるため体制の強化やマニュアルを早急に整備すること。

（１）「防災指針」に基づく緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について

- ① 初期、二次及び三次被ばく医療体制に位置付けられた医療機関等については、日常的にその機能が確保・発揮できるよう、医師不足対策をはじめとしたハード・ソフト両面の整備について、国からの人的及び技術的、財政的支援等の充実・強化を図ること。

さらには、訓練や研修への職員派遣に伴う代替職員の確保や日常的な施設設備等の維持管理に係る人件費等運営についても支援対象を拡大すること。

特に、初期及び二次被ばく医療機関においては、医師不足等の問題が深刻化していることから、支援等の早期の実現を図ること。

- ② 地域の三次被ばく医療機関に対して、機器整備をはじめとして、より効果的な支援が行えるよう体制づくりに努めるとともに、医療関係者に対する教育及び訓練、放射線防護協力機関、初期及び二次被ばく医療機関等との連携、ヘリコプター等の航空機による搬送を含む協力体制の構築に努めること。

特に、放射性物質による汚染等の可能性がある患者をヘリコプターや航空機等救急車両以外で搬送する場合における患者の保護の方法、搬送従事者の防護方法、ヘリコプター等の機能、構造に影響を与えない汚染拡大防止措置方法等を具体的に示すこと。

- ③ 緊急被ばく医療措置を事故から災害レベルまで継ぎ目なく適切に実施するための施設種別ごと及び多様な事故を想定した医療活動マニュアルを早急に整備すること。
- ④ 緊急被ばく医療体制を整備するに当たり、爆発事故の際など、一度に多数の緊急被ばく医療が必要となる場合を想定し、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人が設置する病院や公的病院による協力体制が図られるよう、国において医師等医療関係者に対する研修の実施など、人材育成の強化を推進すること。

また、緊急被ばく医療機関以外であっても受け入れ可能な医療機関を確保したうえで、その事故レベルに応じた緊急時医療体制を整備すること。

《原子力安全委員会》《消防庁》《文部科学省》《厚生労働省》《経済産業省》《防衛省》

(2) 「防災指針」に基づく安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について

- ① 「防災指針」に位置付けられた安定ヨウ素剤の予防服用について、国の判断において、迅速な服用を指示することなどを示した具体的な運用通知や住民啓発用資料などを整備するとともに、国においては、避難等と安定ヨウ素剤予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示すこと。
- ② 安定ヨウ素剤について、原子力災害に備えて各自治体で備蓄しておく必要量について、根拠も含め明示すること。
- ③ 小児に対し迅速かつ円滑に安定ヨウ素剤の予防服用を行うため、溶解作業を要しない剤型（ユニットドーズ等）や、溶解可能な丸薬（12.5mg ヨウ素含有）の開発及び製造について、国は製薬業者等に指導・支援すること。

《原子力安全委員会》《文部科学省》《厚生労働省》《経済産業省》

(3) 住民等の事故後の健康管理対策の強化について

- ① 住民及び防災業務関係者（以下「住民等」）の健康調査について、その必要性や対象者について専門的知見に基づき国が主体的に全体を把握した上で、地元自治体と連携し、直接実施すること。事故後及び長期的な住民等の健康管理対策（心のケアを含む。）を含めた住民等の健康管理対策マニュアルの整備や実施体制の拡充を図るとともに、放射線、放射性物質の人体影響・放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図ること。
- ② 事故後及び長期的な住民等の健康管理対策（心のケアを含む。）を含めた住民等の健康管理対策マニュアルの整備や実施体制の拡充を図るとともに、放射線、放射性物質の人体影響・放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図ること。

《原子力安全委員会》《文部科学省》《厚生労働省》《経済産業省》

6 電源地域振興対策の充実・強化について

立地地域の自立的、持続的発展を図るため、総合的な振興施策・制度の確立を図ること。

特に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき決定された「振興計画」の事業が未だ達成されていないことから、原子力発電施設等の周辺地域に対する財政支援が後退することのないよう、所要の措置を行うこと。

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について

- ① 原子力発電施設等立地地域の指定に当たっては、市町村合併や現在検討されている防災対策を重点的に充実すべき地域（PAZ、UPZ等）の範囲等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、知事の申出を最大限尊重すること。
- ② 原発特措法第7条（補助割合）及び第8条（交付税）に基づく特例措置の適用対象とする事業については、「道路」、「港湾」、「漁港」、「消防用施設」及び「義務教育施設」の5つに限定せず、振興計画に基づく事業全般を対象とし、事業内容についても「原子力災害が発生した場合において、避難又は緊急輸送をするために必要なもの」等に限定せず、法律の目的である地域の振興に資する事業まで拡大すること。
- ③ 補助率の嵩上げ率の引き上げを図ること。
- ④ 不均一課税に係る対象業種を追加すること。

《内閣府》《総務省》《財務省》《文部科学省》《厚生労働省》
《農林水産省》《経済産業省》《国土交通省》《環境省》

(2) 廃炉後の財政支援制度の整備について

原子炉の廃炉について、地方自治体の意見が尊重される仕組みを構築するとともに、廃炉後においても地域の自立的な発展がなされるよう、制度を整備すること。

《総務省》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

(3) 立地地域振興のための税制上の措置の見直しについて

立地市町村の長期に亘る安定した財政運営と地域振興を図るため、原子力発電所の償却資産に係る償却残存率5%を維持するとともに、法定耐用年数を実稼働年数に沿ったものとするよう見直しすること。

《総務省》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（４）核燃料税（法定外普通税）の尊重について

核燃料税については、自主的、自立的な地方税財源の確保のための法定外普通税として、尊重すること。

《総務省》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（５）法人事業税の収入金額課税の堅持について

電気供給業に対する収入金額課税は、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

《総務省》《財務省》《経済産業省》

（６）原子力発電所等立地地域における科学技術振興制度の創設について

原子力発電所等立地地域における科学技術振興を図るため、地域の研究基盤の充実強化及びそれらを活用した調査研究活動を支援するための制度を創設すること。

《内閣府》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

7 電源三法交付金制度の充実について

電源地域の恒久的地域振興が可能となるよう、特に電源三法交付金に関する諸制度について、電源立地地域の地域振興等を目的とする制度の趣旨に鑑み、地方自治体の意見・意向を最大限尊重し、関係自治体への財政措置について、引き続き支援するとともに、自治体の自主的な活用が一層図られるよう弾力的に運用すること。

(1) 電源三法交付金制度の維持・強化について

- ① 電源三法交付金制度の趣旨を踏まえ、電源立地地域対策交付金をはじめとした現行の枠組みを堅持し、引き続き、関係自治体への財政的支援措置が後退することがないように十分確保すること。
- ② 交付対象地域については、地域実情を踏まえたうえで、地域要件を緩和すること。
- ③ 電源三法交付金・補助金の適用期間は、発電所の運転終了で終わることなく、完全撤去まで延長すること。

また、国において運転年数40年を越えて運転継続可能と判断した高経年化原子炉に対し交付金の充実を図ること。

- ④ 「提言型政策仕分け」において、電源立地地域対策交付金等について見直しの動きがあるが、エネルギー政策見直しの結論が打ち出される前に、電源立地対策に係る財政措置が後退することがないようにすること。

また、電源立地対策に係る財政措置のあり方を検討する場合には、過去の約束部分について確実に履行した上で、見直し部分については関係自治体の意見・意向を最大限尊重すること。

《内閣官房》《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

(2) 電源立地地域対策交付金の弾力的な運用について

- ① 原子力立地給付金について、旧隣接市町村と旧所在市町村との合併の有無に関わらず、交付限度額を立地市町村と同額に引き上げるとともに、旧所在市町村又は旧隣接市町村と合併する対象外市町村についても交付限度額を増額すること。
- ② 交付限度額の引き上げ、特にMOX燃料を使用して発電したときは、電力移出県等交付金枠への加算を行う等交付限度額の引き上げを行うこと。
- ③ 電源立地等初期対策交付金相当分における毎会計年度の交付限度額を撤廃すること。
- ④ 交付金の算定に用いられる係数については、現行の水準を維持するとともに、原子力発電施設等が所在する道県においては、電力移出県等交付金相当部分の平成23,24年度における経過措置を恒久的な制度にするなど、適切に対応すること。

- ⑤ 電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分について、「ストレステスト」や震災の影響による定期検査の延長期間などの運転停止期間等については、「みなし規定」を適用するなど、適切に対応すること。
- ⑥ 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当分に係る交付対象地域を周辺市町村に拡大すること。
- ⑦ 使途が拡大されたところであるが、拡大の範囲に制限があるため、さらに自治体の裁量性を高めること。
- ⑧ 基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大及び処分期間の制限撤廃及びその弾力的な運用を図ること。
- ⑨ 公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画の協議手続の簡素化や変更協議を要しない範囲を拡大すること。

《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（３）企業立地資金貸付事業の弾力的な運用について

貸付用基金について、基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大ができるよう、弾力的に運用すること。

《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（４）原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F 補助金）の充実・強化について

- ① 旧外部市町村については、平成 25 年度から補助対象地域から除外されることとなるが、周辺地域の産業振興を図るという趣旨に鑑み、旧外部市町村を補助対象地域に含めるとともに、下記事項を改善し、制度の一層の拡充を図ること。
 - イ 交付期間の延長
 - ロ 給付金額算定の際の契約電力の上限引き上げ
- ② 全額概算支払いによる早期交付に努めること。
- ③ 今後、所在市町村と合併する市町村についても、合併時期や原子力発電所等の立地時期に関係なく、所在市町村と同様に交付対象地域に含めること。

《財務省》《経済産業省》

（５）原子力施設の安全対策等に関する交付金の充実について

- ① 平成23年度から「放射線分析確認調査」が国の委託事業から地方公共団体の事業に移管されるのに伴い、その財源として放射線監視等交付金の限度額を増額すること。
- ② 放射線監視等交付金に係る下記事項の拡充、増額等を行うこと
 - イ 施設整備事業の拡充（機器更新時の新規購入、増設）

- ロ テレメータ更新や排気筒モニタ等事業者データ取込みの加算額の増額
- ハ 交付限度額における事業所の原子炉数の考慮
- ニ ウラン加工施設臨界事故後の放射線監視設備整備等臨時特別交付金により整備した監視機器等の維持管理及び設備更新についての財源確保
- ホ 「放射線監視施設等整備事業」において、テレメータシステムや機器の整備時のリース方法の採用

- ③ 広報・安全等対策交付金に係る下記事項の検討、増額、拡大等を行うこと。また、同交付金は近年減額されている状況にあるが、自治体にとっては、地域住民の安全確保に関する調査や広報等を実施するための重要な財源となっていることに加え、地震や重大事故等の影響により長期停止している原子力発電所の運転再開等に関し、自治体としても独自に安全性の確認や住民広報等が必要であること、さらに福島第一原子力発電所事故以降、原子力発電所の安全性への関心が高まっており、これまでより広範囲の地域において、広報や情報提供を実施する必要があること等から、交付金限度額を増額すること。

- イ 期間経過に伴う所在及び隣接市町村に係る交付金の減額及び打切措置の廃止
- ロ 停止期間制度の廃止
- ハ 交付対象施設の数や種類が十分に考慮された交付限度額の増額
- ニ 使用範囲の拡大
- ホ 温排水影響調査事業の交付年限の撤廃
- ヘ 温排水影響調査施設等の更新期間の延長（原子力発電施設の使用終了日まで）
- ト 事前調査事業の交付年限の改善
- チ 原子力広報研修施設整備枠の拡大
- リ 当該交付金事業のPDCA評価方法の具体的な明示

- ④ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に係る下記事項の検討、増額、拡大等を行うこと。

- イ 申請窓口の一本化
- ロ 事業間流用等を含む弾力的運用
- ハ 使用範囲の拡大
- ニ 関係市町村等への再交付制度の認定
- ホ 被ばく医療機関の施設設備整備のための間接補助方式の導入

《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（６）交付金事務等交付金の充実・強化について

限度額の引き上げ及び使途の拡大を図ること。

《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（７）原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金の充実・強化について

- ① 当該交付金は対象道県が作成する地域振興計画に基づき交付されることになっているが、地域の実態に応じた計画の作成や、厳しい財政状況の下での行政運営に資する活用が円滑にできるよう弾力的な運用を図ること。

また、電源立地地域対策交付金と同様に用途の拡大措置を行うこと。

- ② プルサーマル計画の実現に向けて平成２２年２月に新たに講じられた原子力発電施設等立地地域特別交付金について、道県の知事の同意時期により交付限度額を減額しないこと。
- ③ 原子力発電施設立地地域共生交付金については、原子力発電施設の運転年数が３０年を超える場合に交付されるものであるが、交付後に当該施設が運転を終了しても、対象施設を含む発電所において運転がされている場合、地域振興計画の事業期間は継続交付すること。

《財務省》《文部科学省》《経済産業省》

（８）放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の充実・強化について

放射線利用や原子力基盤技術に関する試験研究は、原子力利用の発展を支え、地域の原子力に対する理解の促進を図るものであることから、原子力発電所立地道県で行われる当該試験研究に対して、発電所の運転期間中は、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金による支援を継続すること。

《文部科学省》

要請項目省庁別一覧

要 請 項 目 / 要 請 省 庁	内閣官房	内閣府	原子力委員会	原子力安全委員会	警察庁	総務省	消防庁	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	海上保安庁	環境省	防衛省
1 福島第一原子力発電所の事故に係る対策について																	
(1) 事態の収束及び情報公開について	○			○						○			○				
(2) 被害の復旧、復興について	○	○				○			○	○		○	○			○	
(3) 原子力施設の安全対策について	○	○		○									○				
(4) 原子力防災体制の強化について	○	○		○			○		○	○			○	○			
(5) 損害賠償について	○	○							○	○			○				
(6) 風評被害防止対策の強化について	○	○						○	○	○	○	○	○				
(7) 放射性物質を含む廃棄物処理に係る体制の整備及び除染に関する財政措置等について	○								○	○						○	
2 原子力行政(全般)について																	
(1) 原子力政策の決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化、適正な情報公開等、立地地域の意見を尊重した原子力行政への取組について		○	○							○			○				
(2) 原子力安全規制体制の見直しについて	○			○									○			○	
(3) 原子力政策を含めたエネルギー政策の見直しについて	○	○	○	○						○			○				
(4) 放射性廃棄物の処理・処分事業の推進・強化について				○						○			○				
(5) 異常時における迅速かつ正確な情報伝達及び公表体制の構築について				○						○			○				
(6) 原子力安全協定の遵守に向けた指導の徹底について										○			○				
(7) 原子力技術者養成のための教育体制の充実について										○			○				
(8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する優先的な財政措置等について										○			○				
3 原子力発電所等の安全確保について																	
(1) 原子力事業者等の不正再発防止対策と安全管理体制確立の指導強化について	○			○						○			○				
(2) 安全管理システムの構築について	○			○						○			○				
(3) 安全情報に係る申告への迅速・公正・厳格な対応について	○			○						○			○				
(4) 審査・検査体制の充実・強化について	○			○						○			○				
(5) 作業従事者の安全確保について	○			○						○	○		○				
(6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について	○			○						○			○				
(7) 原子力発電所等の耐震安全性の見直しについて	○			○						○			○				
(8) 高経年化対策について	○			○						○			○				
(9) 原子炉の廃止措置に係る処理基準等の整備について	○			○						○			○				
(10) 温排水影響調査の充実・強化について										○			○				
4 原子力防災対策の強化について																	
(1) 原子力防災責任官庁の一本化と役割分担の明確化による体制強化について	○			○			○			○			○				
(2) 原子力防災支援体制の充実・強化について	○									○			○				
(3) 大規模自然災害等に対する防災体制の充実・強化について	○			○			○			○			○				
(4) 具体的な事故想定に基づく原子力防災対策の充実・強化について				○			○		○	○	○		○	○			
(5) オフサイトセンター等緊急時用施設整備のための財源措置について							○			○			○				
(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)の充実について										○			○				
(7) 原子力発電所等周辺上空における航空機運航ルールの整備について								○		○			○	○			○
(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と教育訓練の充実について						○	○	○		○			○	○	○		
(9) 原子力防災訓練の充実について							○			○			○				
(10) 地元消防本部等が整備すべき化学消防車に係る財源措置について							○	○					○				
(11) モニタリング体制の充実・強化について				○						○			○				
(12) 武力攻撃等の緊急事態対策の強化について	○				○		○	○		○			○	○	○		○
(13) 原子力防災資機材の整備について				○					○	○			○				
5 緊急被ばく医療体制の確立について																	
(1) 「防災指針」に基づく緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について				○			○			○	○		○				○
(2) 「防災指針」に基づく安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について				○						○	○		○				
(3) 住民等の事故後の健康管理対策の強化について				○						○	○		○				
6 電源地域振興対策の充実・強化について																	
(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について	○					○			○	○	○	○	○	○		○	
(2) 廃炉後の財政支援制度の整備について						○			○	○			○				
(3) 立地地域振興のための税制上の措置の見直しについて						○			○	○			○				
(4) 核燃料料税(法定外普通税)の尊重について						○			○	○			○				
(5) 法人事業税の収入金額課税の堅持について						○			○				○				
(6) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興制度の創設について	○								○	○			○				
7 電源三法交付金制度の充実について																	
(1) 電源三法交付金制度の維持・強化について	○								○	○			○				
(2) 電源立地地域対策交付金の弾力的な運用について									○	○			○				
(3) 企業立地資金貸付事業の弾力的な運用について									○	○			○				
(4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金(F補助金)の充実・強化について									○				○				
(5) 原子力施設の安全対策等に関する交付金の充実について									○	○			○				
(6) 交付金事務等交付金の充実・強化について									○	○			○				
(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金の充実・強化について									○	○			○				
(8) 放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の充実・強化について										○							

(全7項目55件)